

議案第 6 0 号

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例について

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 3 7 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 9 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

青森県人事委員会勧告に準じて行う一般職の勤勉手当支給割合の改正に伴い、県の取り扱いに準じて、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものである。

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

第1条 おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「においては」を「には」に、「100分の160」を「100分の170」に改める。

第2条 おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の145」を「100分の150」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のおいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のおいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。